

■国民健康保険■ 夏季保養施設の 空き室あります

【対象】新宿区の国民健康保険に加入している方とその家族で、2名以上で利用する方。保険料を滞納している方は、利用できない場合があります。

【施設】ホテル京急油壺觀潮荘（神奈川県三浦市）、伊東ホテル聚楽（静岡県伊東市）、ホテル南風荘（神奈川県足柄下郡箱根町）

【問合せ】国保年金課庶務係（本庁舎4階）☎ (5273) 4078へ。

イキイキ家族・わくわく地域

親子で過ごそう！楽しい時間

(1)ファミリー・アウトドア夏編
みんなで暑さを吹き飛ばそう

【日時】8月18日(土)午後1時～19日(日)午後0時（現地集合・解散）

【会場】甲斐の国大和自然学校（山梨県甲州市大和町田野116）

【対象】区内在住・在学の幼児～高校生と保護者の方、20組

【内容】渓流を使った天然ウォータースライダー、肝試しほか（雨天時は変更）

【費用】大人4,000円、子ども3,000円（宿泊費・食費・保険料等）

【協力】ファミリー・アウトドア実行委員会

(2)子どもと触れ合う

ボランティア入門講座

【日時・内容】①事前研修…8月21日(火)午後6時30分～8時30分、②プレーパークでのボランティア活動体験…22日(水)～25日(土)のうち2日以上

【会場】①新宿スポーツセンター（大久保3-5-1）、②戸山公園大久保地区（大久保3-5）

【対象】区内在住・在学の高校生の方、10名

【費用】200円（資料代・飲み物代）。ほかに保険料は自己負担

【協力】戸山あそび場

…………<以下共通>………

【申込み】はがきかファックスに参加者について記載例（2面参照）のほか、学校名・学年を記入し、(1)は7月31日、(2)は8月16日（必着）までに新宿区地域家庭教育推進協議会事務局（〒160-8484歌舞伎町1-5-1、第1分庁舎4階、生涯学習振興課地域教育係内）☎・✉ (5273) 3610へ。応募者多数の場合は抽選。

都市計画案の縦覧

●神楽坂三・四・五丁目地区地区計画

【期間】7月31日(火)～8月14日(火)

【縦覧場所】地区計画課（本庁舎8階）

●意見書の提出

都市計画案について住民または利害関係者で意見がある方は、意見書を提出できます。

【提出期間】7月31日(火)～8月14日(火)

【提出先・問合せ】地区計画課（本庁舎8階）☎ (5273) 3843へ。

● 10月利用分から 国民健康保険証を更新します ●

有効期限が9月30日(日)の保険証をお持ちの世帯には、9月末までに、配達記録郵便で新しい保険証を送ります。10月1日(月)からは新しい保険証をご利用ください。

◆新宿区では保険証を個人カードにしています。同じ世帯に2名以上の加入者がいる場合は、まとめて世帯主の方あてに送ります。住所・氏名等を確認してご利用ください。

◆住所を変更した方、就職・退職などで健康保険の加入状況に変更のあった方は、国保年金課国保資格係または特別出張所に早めにお届けください。

◆9月中旬～下旬の保険証送付時期に、入院など特別な事情があり、郵便で受け取ることができない方は、直接窓口で受け取るなど、受け取り方法を変更できます。希望する方は、7月26日(木)～8月10日(金)に国保年金課国保資格係へ申し込んでください。

【問合せ】国保年金課国保資格係（本

庁舎4階）☎ (5273) 4146へ。

● 保険料を滞納している方へ

被災等の特別な事情がないのに保険料を滞納している世帯へは、通常より短い有効期限の保険証を交付します。以後、滞納が続くと、保険証を「資格

証明書」に変更し、保険給付のサービスを制限することがあります。国保年金課では、納付相談を随時行っています。

【問合せ】国保年金課国保整理係（本庁舎4階）☎ (5273) 3873へ。

● 10月以降に75歳になる方へ ●

満75歳になると、医療受給者証は、現在お持ちの「高齢受給者証」から「老人保健法医療受給者証」に変わります。

受給者証が変わっても、原則として医療機関での自己負担額は変わりません。また、加入している医療保険も変わりません。

● 老人保健法医療受給者証の

送付

昭和7年10月1日生まれの方には10月1日(月)から有効の、昭和7年10月2日～11月1日生まれの方には11月1日(木)から有効の受給者証

を、いずれも有効日の前までに送ります。その後に75歳になる方にも、順次送ります。

現在、社会保険（政府管掌保険、組合国保など）に加入している方には、「老人保健法による医療の受給資格取得届書」を送ります。必要事項を記入し、保険証のコピーを添えて、返信用封筒で返送してください。

現在、国民健康保険に加入している方は、手続きの必要はありません。

【問合せ】高齢者サービス課医療助成係（本庁舎2階）☎ (5273) 4562へ。

安全で快適な住環境づくりを支援

～都心共同住宅供給事業に該当する建築計画を募集～

▶ 都心共同住宅供給事業とは

大都市の都心部での住宅供給を推進するため、平成7年の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（大都市法）」の改正で創設された制度です。

この事業で東京都の事業認定と区の補助事業採択を受けた場合、認定住宅に相当する部分の建設に必要な費用の一部を助成します。

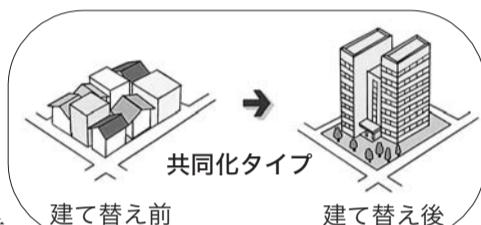
▶ 事業を実施できる区域

新宿区では首都高速中央環状線の内側および上落合3丁目地域

▶ 事業計画の認定

東京都の事業認定が必要です。主な認定基準は次のとおりです。

①敷地面積が300m²以上、②建築物の階数が地上3階以上、③延べ床面積の2分の1以上が住宅で、かつ住宅戸数が10戸以上、④住戸の専用面積が50m²（単身者用25m²）以上、⑤各戸に台所・水洗便所・浴室等を備えている、⑥入居者（分譲住宅は譲受人）は



公募または抽選、⑦適切な資金計画

▶ 建設費等の助成

区では、都が認定した事業計画のうち、2年以上区内在住の地権者が、敷地を共同化して老朽木造住宅等を不燃建築物に建て替える「共同化タイプ」の事業計画について、国・東京都・区の定める補助要件をすべて満たすものから、地域特性や事業内容等を審査して補助対象事業を決定し、土地整備費・共同施設整備費の一部を補助します。補助要件等詳しくは、募集要項でご確認ください。

▶ 相談・申込み

事業に関する相談・応募は、随时、地域整備課（本庁舎8階）☎ (5273) 3593で受け付けています。募集要項等は、新宿区ホームページの同課のページから取り出せます。事業のパンフレットも同課窓口に備え付けられています。

障害者の方への日常生活 用具の給付を一部変更

● 8月1日(水)から

- ① 給付品目の追加
- 【品目】ICタグ等読み取装置（品名等を登録したタグ等を付けたものに装置を近づけると、登録内容を音声で知らせる）

支払い方法ほか

費用無料

相談場所・申込み電話で8月1日(水)以降に、子ども家庭相談係（本庁舎2階）☎ (5273) 4558へ。先着順。予約制。

内容養育費の決め方・金額

【問合せ】障害者福祉課相談支援係（本庁舎2階）☎ (5273) 4583～4588・✉ (3209) 3444～3445

養育費特別相談

【対象】離婚を考えている方

【日時】8月20日(月)～31日(金)

（土・日曜日を除く）、午後1時～5時、1人30分

【内容】養育費は子どもが20歳になるまで、いつでも取り決めることができます。家庭相談員が専門的な相談に応じます。

【費用】無料

【対象】区内在住・在勤の方

【内容】第1部：「アニメ清水次郎長伝」から「石松と都島一家（浪曲）」

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、中央図書館（下落合1-9-8）

100名。

【日時】8月11日(土)午後1時～3時30分

【内容】太郎」「石松と都島一家（浪曲）」

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、中

央図書館（下落合1-9-8）

1421～1422へ。先着

【内容】太郎」「石松と都島一家（浪曲）

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、中

央図書館（下落合1-9-8）

1421～1422へ。先着

【内容】太郎」「石松と都島一家（浪曲）